　第１０号議案

　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第１条　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年品川区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

　　第１条および第５条第１項中「第１９条第１０号」を「第１９条第１１号」に改める。

　　別表第１の２２の３の項の次に次のように加える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２２の４ | 区長 | 障害者等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等日常生活用具給付事務」という。） |
| ２２の５ | 区長 | 障害者等の移動支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害者等移動支援事務」という。） |
| ２２の６ | 区長 | 障害児の日中一時支援サービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「障害児日中一時支援事務」という。） |
| ２２の７ | 区長 | 重症心身障害児者等在宅レスパイトサービスの支給に関する事務であって規則で定めるもの（以下「重症心身障害児者等在宅レスパイト事務」という。） |

　　別表第２に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４０ | 区長 | 障害者等日常生活用具給付事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| ４１ | 区長 | 障害者等移動支援事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| ４２ | 区長 | 障害児日中一時支援事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| ４３ | 区長 | 重症心身障害児者等在宅レスパイト事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

第２条　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

　　別表第１の２２の７の項の次に次のように加える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２２の８ | 区長 | 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（以下「心身障害者医療費助成事務」という。） |

　　別表第２の２３の項中「平成１７年法律第１２３号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同表に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４４ | 区長 | 心身障害者医療費助成事務 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 障害者総合支援法第７条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

　　　付　則

　この条例中第１条の規定は令和４年４月１日から、第２条の規定は同年６月１日から施行する。

　（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外の新たな事務等を個人番号の利用範囲に追加する必要がある。